

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公表番号】特表2020-506078(P2020-506078A)

【公表日】令和2年2月27日(2020.2.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-008

【出願番号】特願2019-563693(P2019-563693)

【国際特許分類】

B 24 B 3/54 (2006.01)

B 24 B 3/36 (2006.01)

【F I】

B 24 B 3/54

B 24 B 3/36 F

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月25日(2020.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

切削工具のブレード(2)を研削する装置(1)であって、

少なくとも2つの可撓性ディスク(3)であって、各々が研磨用内面(3a)を有し、対向する研磨用内面(3a)と並び、同方向に同じ速度で同一の軸(4)を中心に回転するように取り付けられている、少なくとも2つの可撓性ディスク(3)、を備える研削装置(1)であり、

外側に配置される押圧手段(5)であって、非直径方向の弦に沿って前記可撓性ディスク(3)を把持する、押圧手段(5)と、

前記可撓性ディスク(3)のそれぞれの内側にある内部手段(6)であって、弦によって画定された部分であって前記軸(4)が貫通していない部分内において、前記可撓性ディスク(3)の前記研磨用内面(3a)に支圧をかけ、前記押圧手段(5)に対する前記内部手段(6)の位置の選択に応じて研削角()を決定する、内部手段(6)と、

を備えていることを特徴とする、研削装置(1)。

【請求項2】

前記押圧手段(5)は、一列に並んだ担持用ボール(51)で構成されていることを特徴とする、請求項1記載の研削装置(1)。

【請求項3】

前記押圧手段(5)は、互いに対向するように位置し、前記可撓性ディスク(3)に接触して配置されている摺動手段に連動している、極性が逆の2つの磁石で構成されていることを特徴とする、請求項1記載の研削装置(1)。

【請求項4】

前記押圧手段(5)は、セラミック製または鋼製の半月形の棒材で構成されていることを特徴とする、請求項1記載の研削装置(1)。

【請求項5】

前記研磨用内面(3a)は、前記可撓性ディスク(3)上に両面使用可能に取り付けられ固定されている研磨用ディスク(7)で構成されている、ことを特徴とする、請求項1から4のいずれか1項に記載の研削装置(1)。

【請求項 6】

前記研磨用ディスク（7）は、ベルベットフック型の固定機構によって前記可撓性ディスク（3）に固定されていることを特徴とする、請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の研削装置（1）。

【請求項 7】

前記可撓性ディスク（3）の前記研磨用内面（3a）に支圧をかける前記内部手段（6）は、弦によって画定された部分であって前記可撓性ディスク（3）の各々の前記軸（4）が貫通していない部分の周囲を転動するように意図されるポールスペーサで構成されていることを特徴とする、請求項 1 記載の研削装置（1）。

【請求項 8】

前記研削装置（1）は、その上部に、階段形状の脱着可能なブレードガイド（8）が設けられており、前記ブレードガイド（8）は、弦によって画定された部分であって前記 2 つの可撓性ディスク（3）の前記軸（4）が貫通していない部分同士の間に位置することが可能であることを特徴とする、請求項 1 から 7 のいずれか 1 項に記載の研削装置（1）。